

第65号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

第15条の10第1項中「）に規定する職員が」の次に「、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員が」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。